

## 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

### 重要事項説明書

#### 第1、事業者の概要

法人名称 : 松江保健生活協同組合  
代表者 : 理事長 高濱 顕弘  
所在地 : 松江市西津田 8-8-10  
設立年月 : 1952年8月4日  
連絡先 : 0852-22-0723 (TEL) 0852-24-1589 (FAX)  
[www.matsue-hew.jp](http://www.matsue-hew.jp) (URL)  
他の業務 : 病院1、診療所3、歯科診療所1、健診1、介護医療院1、  
高齢者住宅2、介護事業所16 (2023年7月末現在)

#### 第2、事業所の概要

事業所名 : 介護医療院 虹 訪問リハビリテーション  
所在地 : 松江市佐草町456-1  
市営バス 佐草十字路で下車。徒歩3分  
事業者番号 : 3270103389  
連絡先 : 0852-27-9705 (TEL) 0852-24-1231 (TEL)  
0852-24-1212 (TEL) (介護医療院 虹 代表)  
0852-27-9763 (FAX)  
[www.mhs-niji.jp](http://www.mhs-niji.jp) (URL)

◇ 営業日 : 月～金曜日 ただし、5/1、12/30～1/3を除く

◇ サービス提供地域 : 松江市

青葉台、上乃木、朝酌町、朝日町、意宇町、石橋町、伊勢宮町、一の谷町、魚町、内中原町、邑生町、大草町、大庭町、奥谷町、御手船場町、芋町、春日町、片原町、川津町、本庄町、川原町、学園南、学園、北田町、北堀町、国屋町、黒田町、古志原、雑賀町、幸町、栄町、坂本町、佐草町、川津町、湊北台、白瀧本町、新町、末次町、菅田町、砂子町、袖師町、外中原町、大正町、豎町、玉湯町、田和山町、大輪町、竹矢町、千鳥町、津田町、寺町、天神町、殿町、堂形町、中原町灘町、忌部町、西尾町、茶町、西津田、持田町、乃木福富町、乃白町、八軒屋町、浜乃木町、東出雲町、東津田、東本町、福富町、福原町、富士見町、平成町、法吉町、母衣町、本郷町、本庄町、馬湯町、松尾町、南田町、向島町、八雲台、八雲町、矢田町、山代町、八幡町、横浜町、米子町、嫁島町、和多見町

◇ サービス提供時間 : 月～金曜日 8:30～17:00

◇ 営業時間 : 月～金曜日 8:30～17:00

第2、4土曜日 8:30～13:00

勤務体制 : 管理者 (1名・兼務:常勤)  
医師 (1名以上・兼務:常勤)  
リハビリ技師 (1名以上・兼務:常勤)

## 職員の役割

- 管理者 : 従事者及び業務の管理
- 医師 : 医学的管理、従事者・家族への指導・助言
- リハビリ技師 : 訪問リハビリテーションの業務

### 第3、事業の目的

居宅要介護者（支援者）が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目的とします。

### 第4、運営方針・サービス内容

- 1、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境や希望を踏まえて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスの提供を行います。
- 2、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。
- 3、提供する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、その改善を図ります。
- 4、サービスの提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

### 第5、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション計画の作成・変更

- 1、居宅サービス計画に沿い、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション計画を作成します。
- 2、作成した訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション計画の目標や内容について説明するとともに、交付します。
- 3、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション計画の目標の達成度合いやその効果について評価し、計画の修正、改善を図ります。
- 4、目標が達成できた時には、サービス提供の終了について相談することとします。

### 第6、サービス提供の記録

- 1、サービスを提供した際には、「訪問リハビリテーション記録」を記入します。
- 2、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションに関する記録を整備し契約終了から5年間保存します。利用者様の求めに応じて閲覧に応じ、または実費負担により、その写しを交付致します。

### 第7、利用料金と支払いについて（別紙参照）

- 1、利用料  
介護保険の給付サービスの負担金は、負担割合に応じた金額とさせていただきます。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- 2、負担金のお支払い  
1ヶ月毎の計算とし、翌月の13日過ぎに請求金額をお知らせします。お支払いは原則として口座引き落としでお願いします。引き落としは毎月27日とさせていただきます。訪問リハビリテーション申し込み時に手続きをお願い致します。

## 第8、秘密の保持

- 1、事業者は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても守秘義務を負います。
- 2、事業者はサービス担当者会議等で、利用者及びその家族の同意を得てその個人情報を使用できるものとします。この場合において、事業者は、関係者以外には決して個人情報が漏れることのないよう細心の注意を払い、記録を保存します。

## 第9、契約の解約・終了

- 1、利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。
- 2、事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を利用者に説明し、この契約を解除することができます。この場合、事業者は「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。
- 3、利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合、事業者は1ヶ月以上の猶予期間を定め、その期間内に、なお利用者負担金の支払いがない場合には契約を解除する旨の催告を行なうことができます。事業者は、上記に定める調整の努力を行なったにもかかわらず、猶予期間に利用者による滞納金の支払いがなかった場合には、この契約を解除することができます。
- 4、次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約を終了します。
  - (1) 第9、1により利用者から解約の意思表示がなされたとき。
  - (2) 第9、2により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
  - (3) 次の理由で利用者にサービス提供できなくなったとき。
    - ・利用者が、介護保険施設や医療機関へ入所または入院したとき。
    - ・利用者が要介護（要支援）認定を受けられなかったとき。
    - ・利用者が死亡したとき。

## 第10、サービスの変更について

- 1、お休み等、サービスの変更はできるだけ早めにご連絡をお願い致します。当日のお休みの場合は、訪問時間までにご連絡をお願い致します。
- 2、状況により変更をお願いさせていただく場合があります。
- 3、入院または家族の事情により1ヶ月以上、訪問リハビリテーションを休まれた後、再開を希望される場合は必ず担当のケアマネージャーに御相談下さい。場合によっては、利用回数・曜日の変更をお願いする場合がございます。あらかじめご了承ください。

## 第11、苦情対応窓口

相談や苦情に対する窓口として担当者をおいています。担当者不在時は、管理者が対応、あるいは改めて担当者から連絡を致します。

- ◆ 電話 0852-24-1231（訪問リハビリ直通）  
0852-24-1212（介護医療院 虹 代表）  
担当者 訪問リハビリテーション 高木 智恵子
- ◆ 松江市役所 健康福祉部 介護保険課 0852-55-5689
- ◆ 島根県国民健康保険団体連合会 0852-21-2811

## 第12、緊急の対応

サービス提供中に利用者に変化が生じた場合、医師と連絡をとり、必要な措置を講じます。また、ご家族・主治医・ケアマネージャーへの連絡も行います。

## 第13、衛生管理

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

## 第14、事故発生時の対応

利用者の生命、身体、財産の安全・確保には充分配慮したサービスを提供しますが、万一事故が発生した場合は、以下の対応を行います。

- 1、事故発生の連絡・・・主治医への連絡、必要に応じ救急要請、必要な処置を行うと同時に、あらかじめ届けられた家族、ケアマネージャー、市町村に速やかに連絡します。
- 2、事故に対する賠償・・・事業者の責任による理由で事故が発生した場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- 3、事故の再発防止・・・事故の原因の追求と再発防止にとつめます。

## 第15、非常災害対策

消防等非常設備等の日常点検を行うなど安全管理に努めます。また総合防災訓練を実施し、従事者の防災意識啓発を行います。従事者は、非常時には「非常災害マニュアル」に基づき行動します。

## 第16、虐待防止のための措置

- 1、虐待防止に関する担当者は、以下の者を選定しています。  
◆ 虹訪問リハビリテーション 高木智恵子
- 2、虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的を開催しています。
- 3、虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は、「高齢者虐待マニュアル」に基づき行動します。

## 第17、身体拘束等の適正化

- 1、事業者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行わないものとします。
- 2、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録するものとします。

## 第18、事業継続計画の策定

事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるようサービスの提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに、当該計画に従い従業者に対して必要な研修及び訓練を実施するものとします。

## 第19、ハラスメントの対策

事業者は、適切なサービスを提供する観点から、職場において又は業務中に行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講ずるものとする。

## 第20、利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

- 1、利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組みを実施しています。
- 2、第三者による評価は実施していません。

## 第21、重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合は、再度説明をさせていただきます。

## 第22、その他

- 1、希望があった場合には、利用者に連絡するのと同様の通知を家族等へも行うことが可能です。
- 2、サービスの利用に対して、サービス提供契約の実施以外の営利行為、宗教勧誘等を行いません。

## ～第9、2不信行為とは～

### 1、訪問リハビリテーション第9、2 事業者の解約権

当事業者の第9、2には、「利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができる」と述べています。

## 2、著しい不信行為とは

### ●パワーハラスメント

- ・理不尽または非常識なしつこい訴えや要求（制度上できないことを要求する、事実を歪曲する、何度も事業所に電話をかけてくる、何度も事業所に来るなど）
- ・暴言や暴力行為：身体的暴力（叩く、唾を吐きかける、かみつく、つねる、身体を押す等）、器物破損行為、拳を振り上げるなどの威嚇行為、「殺すぞ」「訴えるぞ」など脅迫的言動、感情的な言動など

- ・個人への付きまとい行為

### ●セクシャルハラスメント

- ・不必要な身体への接触（抱きつく、胸やお尻を触る、頬にキスをするなど）
- ・性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問（女性のスリーサイズなど）
- ・わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ・性的なうわさの流布
- ・交際・性的関係の強要 など

### ●カスタマーハラスメント

- ・暴行、脅迫などの違法な行為
- ・正当な理由がない過度な要求
- ・暴言、名誉棄損、侮辱
- ・執拗に土下座を要求する
- ・電話での長時間拘束して罵倒し続ける
- ・同じ内容を繰り返すクレーム（過度なもの）

### ●その他

- ・金品の要求
- ・費用支払いの不満や拒否 など

## 3、介護医療院 虹 訪問リハビリテーションの対応について

### 【基本姿勢】

- (1) 職員保護の精神を最優先とします。
- (2) 虹本部及びケアマネージャー、地域包括支援センター、他関係諸機関（主治医、行政、警察署、顧問弁護士など）と連携して、問題解決にあたります。
- (3) 契約継続困難と判断した場合、提供すべきサービスが継続されるよう、他事業所に十分な引継ぎを行います。

【対応】原則として以下の手順で対応を行います。また、必要に応じて録音することがあります。

- (1) 担当者による事実認定及び解決に向けた相互の話し合い、改善依頼 ⇨ 解決



不信行為が継続される

- (2) ケアマネージャー及び虹本部、地域包括支援センターとの相談、改善依頼 ⇨ 解決



不信行為が継続される

- (3) 契約継続困難と判断、理由を記した文書により契約解除、他事業所へ必要かつ十分な引継ぎを行います。

契約にあたり、上記の重要事項の内容に対して説明いたしました。

令和 年 月 日

(事業者) 住所 松江市西津田八丁目8番10号  
名称 松江保健生活共同組合  
代表者 理事長 高濱 顕弘

(事業所) 住所 松江市佐草町456-1  
名称 介護医療院 虹 訪問リハビリテーション  
説明者

契約書及び本書面により、事業者から事項の説明を受けるとともに、  
訪問リハビリテーションの開始について同意しました。

(利用者) 住所  
氏名

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所  
氏名

重要事項説明書 「別紙」

1、利用料金について

※利用料金はすべて介護報酬に準じて行っています。(一部負担金を掲載)

※負担割合に応じた料金になります。

サービス内容			負担額 (1割の場合)
基	要 介 護	訪問リハビリテーション (20分)	308円
		訪問リハビリテーション (40分)	616円
		訪問リハビリテーション (60分)	924円
本	要 支 援	介護予防訪問リハビリテーション (20分)	298円
		介護予防訪問リハビリテーション (40分)	596円
		介護予防訪問リハビリテーション (60分)	894円

○短期集中リハビリテーション実施加算 200円/日  
(退院・退所・認定から3月以内)

○認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240円/日  
(退院・退所・訪問開始から3月以内、1週に2日を限度)

○サービス提供体制強化加算 (イ) (20分につき) 6円/回

○退院時共同指導加算 600円/回

○口腔連携強化加算 50円/月

要介護の方のみ

○リハビリテーションマネジメント加算 (イ) 180円/月  
(ロ) 213円/月

医師が利用者又はその家族に説明した場合上記に加えて 270円/月

○移行支援加算 17円/日

要支援の方のみ

○利用開始日の属する月から12月超

PDCA サイクルあり 減算なし

なし(20分につき) 30円/回減算

2、介護保険、消費税の変更等により、料金の変更が発生した場合、随時、料金の改定と説明を行います。

上記の料金について説明しました。

説明日： 令和 年 月 日

説明者：

本書面により、事業者から事項の説明を受けるとともに、同意しました。

署 名：